

事例（相続人＝配偶者と子）

被相続人 岩本 正一 法定相続情報

最後の住所 千葉県船橋市西中山5丁目1番2号
最後の本籍 東京都豊島区駒込3丁目5番地
出生 昭和10年12月21日
死亡 令和6年2月3日
(被相続人)

(長女)

岩本 正一

田中 奈々 (申出人)

住所 千葉県船橋市西中山5丁目1番2号
出生 昭和41年9月28日

(妻)

(二女)

岩本 彩

高橋 美紀

住所 千葉県船橋市西中山5丁目1番2号
出生 昭和16年2月23日

住所 京都市東山区妙法院前側町778番99
出生 昭和41年9月28日

(以下余白)

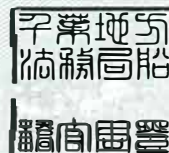
作成日 令和6年3月12日
作成者 住所 千葉県船橋市本町6丁目2番10-514号
ステーションプラザ船橋 司法書士新葉総合事務所
氏名 司法書士 岡田 宏隆

これは、令和 6年 3月12日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。

令和 6年 3月26日
千葉地方法務局船橋支局

登記官

山田 一記



注) 本書面は、提出された戸除籍謄本等の記載に基づくものである。相続放棄に関しては、本書面に記載されない。また、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続以外に利用することはできない。

整理番号 S12345

1 / 1